

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例及び鹿沼市職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び
鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正)

第 1 条 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭
和 4 1 年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鳥獣被害対策実施隊員の項中

「

鳥獣被害対策実施隊員	同	2 , 0 0 0
------------	---	-----------

」

を

「

鳥獣被害対策実施隊員	同	2 , 0 0 0 円（緊急銃猟の実施 に必要な業務に従事した場合 は 2 2 , 0 0 0 円）とし、次の 各号に掲げる業務に従事した 場合は、当該各号に定める額 を加算する。 (1) 緊急銃猟 1 頭につき
------------	---	--

」

		5, 0 0 0 円
	(2) わなの設置	1 回につき 4, 0 0 0 円
	(3) 止めさし（緊急銃猟によるものを除く。）	1 頭につき 4, 0 0 0 円
	(4) 研修又は訓練への参加	1 日につき 2, 0 0 0 円

」

に改める。

（鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 4 年鹿沼市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（16）危険鳥獣対策業務手当

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（危険鳥獣対策業務手当）

第 1 8 条 危険鳥獣対策業務手当は、職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 条第 6 項に規定する危険鳥獣をいう。）による危害の防止その他の規則で定める業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 日につき 2, 8 8 0 円を超えない範囲で規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。